



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成19年9月11日火曜日 第1895号

### ◇ 目 次 ◇ 告 示

- 指定自立支援医療機関の指定…………… 969
- 愛媛県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部改正…………… 969
- 特定漁港漁場整備事業計画の変更の公表…………… 971
- 道路の区域変更（一般国道319号）…………… 971
- 道路の供用開始（ ）…………… 971
- 道路の区域変更（県道松山東部環状線）…………… 971
- 道路の供用開始（県道松山東部環状線）…………… 971
- 道路の区域変更（県道興居島循環線）…………… 972
- 道路の区域変更（県道粟井浅海線）…………… 972
- 道路の供用開始（ ）…………… 972

- 道路の供用開始（県道瀬田八多喜停車場線）…………… 972
- 道路の位置の指定…………… 973

### 公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告…………… 973

### 正 誤

- 平成19年8月3日付け第1884号愛媛県訓令第12号（愛媛県庁事務  
決裁規程等の一部を改正する訓令）中…………… 973
- 平成19年3月31日付け第1848号外2愛媛県公営企業管理規程第3  
号（愛媛県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規  
程）中…………… 973

## 告 示

### ○愛媛県告示第1459号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

平成19年9月11日

愛媛県知事 加戸守行

| 名 称        | 所 在 地            | 開設者の氏名又は名称                    | 担当しようとする<br>医療の種類 | 指定年月日         |
|------------|------------------|-------------------------------|-------------------|---------------|
| 穴戸脳神経クリニック | 宇和島市堀端町2番7号      | 医療法人穴戸医院<br>理事長 穴戸 豊史         | 精神通院医療            | 平成19年<br>9月1日 |
| クローバー薬局北条店 | 松山市北条709番地6      | 株式会社クローバー<br>代表取締役 足永 貴義      | 精神通院医療<br>(薬局)    | 平成19年<br>9月1日 |
| すみれの薬局     | 松山市石風呂町50番8      | 佐賀 孝                          | 精神通院医療<br>(薬局)    | 平成19年<br>9月1日 |
| いちご薬局      | 八幡浜市1455番地23     | 株式会社一期一会医療介護<br>代表取締役 福田 良子   | 精神通院医療<br>(薬局)    | 平成19年<br>9月1日 |
| ココ北伊予薬局    | 伊予郡松前町大字出作540番地1 | 有限会社アルバ<br>代表取締役 新田 俊二        | 精神通院医療<br>(薬局)    | 平成19年<br>9月1日 |
| レデイ薬局南江戸店  | 松山市南江戸四丁目3番37号   | 株式会社レデイ薬局<br>代表取締役 三橋 信也      | 精神通院医療<br>(薬局)    | 平成19年<br>9月1日 |
| ハッピー薬局松前店  | 伊予郡松前町筒井400-1    | 株式会社ハッピーファーマシー<br>代表取締役 新野 和幸 | 精神通院医療<br>(薬局)    | 平成19年<br>9月1日 |

### ○愛媛県告示第1460号

愛媛県農業近代化資金利子補給金交付規程（昭和36年12月愛媛県告示第1051号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

改正後の愛媛県農業近代化資金利子補給金交付規程の規定は、平成19年8月20日以降利子補給承認される農業近代化資金について適用し、同日前に利子補給承認された農業近代化資金については、なお従前の例による。

平成19年9月11日

愛媛県知事 加戸守行

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改 正 後   | 改 正 前   |
|---|---|
| （利子補給の対象となる農業近代化資金の種類及び利子補給率）<br><b>第2条</b> 前条の利子補給の対象となる農業近代化資金の種類及び利子補給率は、次のとおりとする。 | （利子補給の対象となる農業近代化資金の種類及び利子補給率）<br><b>第2条</b> 前条の利子補給の対象となる農業近代化資金の種類及び利子補給率は、次のとおりとする。 |

| 農業近代化資金の種類  | 利子補給率   |   |  | 農業近代化資金の種類  | 利子補給率  |   |  |
|---|---|---|--|---|--|---|--|
|   | 法第2条第2項第1号、第2号及び第4号に掲げる融資機関が同条第1項第1号に掲げる者に貸し付ける場合 | 法第2条第2項第1号に掲げる融資機関が同条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付ける場合 | 法第2条第2項第2号から第4号までに掲げる融資機関が同条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付ける場合 |   | 法第2条第2項第1号、第2号及び第4号に掲げる融資機関が同条第1項第1号に掲げる者に貸し付ける場合  | 法第2条第2項第1号に掲げる融資機関が同条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付ける場合 | 法第2条第2項第2号から第4号までに掲げる融資機関が同条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付ける場合 |
| 1 畜舎、果樹棚、農機具その他の農作物の生産、流通又は加工に必要な施設の改良、造成、復旧又は取得に要する資金（農地又は牧野の改良、造成、復旧又は取得に要するものを除く。） | 年1分2厘5毛   | 年1分2厘5毛   | 年5厘5毛  | 1 畜舎、果樹棚、農機具その他の農作物の生産、流通又は加工に必要な施設の改良、造成、復旧又は取得に要する資金（農地又は牧野の改良、造成、復旧又は取得に要するものを除く。） | 年1分2厘5毛（ <u>青年農業者に農業生産又は農産物処理加工に伴つて生ずる公害防止のために必要な施設の改良、造成又は取得に必要な資金を貸し付ける場合に</u> あつては、年1厘を加算する。） | 年1分2厘5毛   | 年4厘5毛  |
| 2 果樹その他の永年性植物の植栽又は育成に要する資金  | 同上  | 同上  | 同上   | 2 果樹その他の永年性植物の植栽又は育成に要する資金  | 年1分2厘5毛  | 同上  | 同上   |
| 3 省略  |   |   |  | 3 省略  |  |   |  |
| 4 農林水産大臣の定める規模を越えない規模の農地又は牧野の改良、造成又は復旧に要する資金  | 同上  | 同上  | 同上   | 4 農林水産大臣の定める規模を越えない規模の農地又は牧野の改良、造成又は復旧に要する資金  | 年1分2厘5毛（ <u>青年農業者に貸し付ける場合に</u> あつては、年1厘を加算する。）   | 同上  | 同上   |
| 5 農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の態様の改善その他の農業経営の改善に伴い要する資金で農林水産大臣が指定するもの            | 同上  | 同上  | 同上   | 5 農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の態様の改善その他の農業経営の改善に伴い要する資金で農林水産大臣が指定するもの            | 年1分2厘5毛  | 同上  | 同上   |

6・7 省略

6・7 省略

○愛媛県告示第1461号

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第17条第10項の規定に基づき、平成19年8月20日、本浦地区に係る特定漁港漁場整備事業計画を次のとおり変更した。

平成19年9月11日

愛媛県知事 加戸守行

（「次のとおり」は、省略し、本浦地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の変更に係る特定漁港漁場整備事業計画書は、宇和島地方局産業経済部水産課において公衆の縦覧に供する。）

○愛媛県告示第1462号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、西条地方局四国中央土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年9月11日

愛媛県知事 加戸守行

| 道路の種類 | 路線名  | 区 間              | 旧・新別 | 敷 地 の 員          | 延 長             | 備 考 |
|-------|------|------------------|------|------------------|-----------------|-----|
| 一般国道  | 319号 | 四国中央市新宮町新宮265番10 | 旧    | メートル<br>8.2～32.0 | キロメートル<br>0.096 |     |
|       |      |                  | 新    | 29.5～53.8        | 0.096           |     |

○愛媛県告示第1463号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、西条地方局四国中央土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年9月11日

愛媛県知事 加戸守行

| 道路の種類 | 路線名  | 供 用 開 始 の 区 間    | 供用開始の日     |
|-------|------|------------------|------------|
| 一般国道  | 319号 | 四国中央市新宮町新宮265番10 | 平成19年9月11日 |

○愛媛県告示第1464号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年9月11日

愛媛県知事 加戸守行

| 道路の種類 | 路線名     | 区 間                                 | 旧・新別 | 敷 地 の 員          | 延 長             | 備 考 |
|-------|---------|-------------------------------------|------|------------------|-----------------|-----|
| 県 道   | 松山東部環状線 | 松山市鴨川三丁目600番2地先から<br>同市鴨川二丁目635番3まで | 旧    | メートル<br>5.1～11.7 | キロメートル<br>0.248 |     |
|       |         |                                     | 新    | 11.0～16.1        | 0.248           |     |

○愛媛県告示第1465号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年9月11日

愛媛県知事 加戸守行

| 道路の種類 | 路線名     | 供 用 開 始 の 区 間                       | 供用開始の日     |
|-------|---------|-------------------------------------|------------|
| 県 道   | 松山東部環状線 | 松山市吉藤五丁目1028番3から<br>同市吉藤五丁目1043番3まで | 平成19年9月11日 |

## ○愛媛県告示第1466号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年9月11日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 道路の種類 | 路線名    | 区 間                        | 旧・新<br>別 | 敷 地 の<br>幅 員    | 延 長             | 備 考 |
|-------|--------|----------------------------|----------|-----------------|-----------------|-----|
| 県 道   | 興居島循環線 | 松山市由良町434番から<br>同町乙283番6まで | 旧        | メートル<br>5.0～7.0 | キロメートル<br>0.040 |     |
|       |        |                            | 新        | 6.0～11.0        | 0.040           |     |

## ○愛媛県告示第1467号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年9月11日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 道路の種類 | 路線名   | 区 間         | 旧・新<br>別 | 敷 地 の<br>幅 員      | 延 長             | 備 考 |
|-------|-------|-------------|----------|-------------------|-----------------|-----|
| 県 道   | 粟井浅海線 | 松山市夏目甲550番3 | 旧        | メートル<br>12.4～14.2 | キロメートル<br>0.027 |     |
|       |       |             | 新        | 12.8～15.0         | 0.027           |     |

## ○愛媛県告示第1468号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年9月11日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 道路の種類 | 路線名   | 供 用 開 始 の 区 間                 | 供用開始の日     |
|-------|-------|-------------------------------|------------|
| 県 道   | 粟井浅海線 | 松山市夏目甲406番3から<br>同市夏目甲557番9まで | 平成19年9月11日 |

## ○愛媛県告示第1469号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年9月11日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 道路の種類 | 路線名       | 供 用 開 始 の 区 間                          | 供用開始の日     |
|-------|-----------|--|------------|
| 県 道   | 瀬田八多喜停車場線 | 大洲市八多喜町乙1182番1地先から<br>同市八多喜町乙1182番28まで | 平成19年9月11日 |

○愛媛県告示第1470号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定する。

平成19年9月11日

愛媛県知事 加戸守行

1 道路の位置

- 東温市横河原字栈敷 201 番 2 の一部及び 201 番 3 の一部
- 2 申請人の住所氏名  
東温市横河原 201 番地 2  
和田 澄子
- 3 図面省略

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成19年9月11日

愛媛県知事 加戸守行

| 申請年月日      | 特定非営利活動法人の名称                      | 代表者の氏名 | 主たる事務所の所在地                 | 定款に記載された目的  |
|------------|-----------------------------------|--------|----------------------------|---|
| 平成19年8月30日 | 特定非営利活動法人<br>自立支援オフィス ライフ・ワ<br>ース | 越智 崇 匡 | 松山市立花三丁目2番地38号第一<br>熊野ビル2F | この法人は、社会的に自立が困難な人々に対し、心理学的見地に立った相談や指導・助言を行い、また、社会に適応するための訓練を行う場を提供するほか、こうした人々を支援する人材の育成・開拓を行うことで、より多くの人々が健全な自立生活を営むことを推進することにより、公益の増進に寄与することを目的とする。 |

正 誤

○正 誤

平成19年8月3日付け第1884号愛媛県訓令第12号（愛媛県庁事務決裁規程等の一部を改正する訓令）中

| ページ | 箇所   | 誤          | 正          |
|-----|------|------------|------------|
| 858 | 訓令番号 | ○愛媛県訓令第12号 | ○愛媛県訓令第13号 |

○正 誤

平成19年3月31日付け第1848号外2愛媛県公営企業管理規程第3号（愛媛県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程）中

| ページ | 箇所          | 誤        | 正           |
|-----|-------------|----------|-------------|
| 49  | 別表第3（第5条関係） | 2 医療職給料表 | 2 医療職給料表(一) |
| 49  | 同上          | 3 医療職給料表 | 3 医療職給料表(二) |
| 49  | 同上          | 4 医療職給料表 | 4 医療職給料表(三) |
| 49  | 別表第4（第5条関係） | 2 医療職給料表 | 2 医療職給料表(一) |
| 50  | 同上          | 3 医療職給料表 | 3 医療職給料表(二) |
| 50  | 同上          | 4 医療職給料表 | 4 医療職給料表(三) |